

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の賛同・受入れ表明

令和 6 年 11 月

株式会社 ESG コンサルティング

株式会社 ESG コンサルティング（以下、当社）は、金融庁が公表した「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、行動規範）および行動規範の「原則」・「指針」に賛同します。当賛同は、当社が拡大するサステナブルファイナンスの需要に対応し、セカンドパーティーオピニオン（SPO）の提供を行うに当たり表明するものです。

行動規範の各原則および各指針に対する当社の取り組みについては、以下をご参照ください。

原則 1 （品質の確保）

ESG 評価・データ提供機関は、提供する ESG 評価・データの品質確保を図るべきであり、このために必要な基本的手続き等を定めるべきである。

当社は、自社が提供する ESG 評価・データの品質を確保する必要性を認識しており、原則 1 およびその指針に関する実効的な品質マネジメントシステムを確立し、実施、維持しています。

原則 2 （人材の育成）

ESG 評価・データ提供機関は、自らが提供する評価・データ提供サービスの品質を確保するために必要な専門人材等を確保し、また、自社において、専門的能力の育成等を図るべきである。

当社は、業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた業務実施者を十分に確保するため、人材の採用、教育・訓練、評価等の人的資源開発に関する方針及び手続を定めています。

原則 3 （独立性の確保・利益相反の管理）

ESG 評価・データ提供機関は、独立して意思決定を行い、自らの組織・オーナーシップ、事業、投資や資金調達、その他役職員の報酬等から生じ得る利益相反に適切に対処できるよう、実効的な方針を定めるべきである。利益相反については、自ら、業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減するべきである。

当社は、独立性の確保・利益相反の管理の必要性を認識しており、原則 3 およびその指針に関する実効的な方針及び手続きを定めています。

原則 4 （透明性の確保）

ESG 評価・データ提供機関は、透明性の確保を本質的かつ優先的な課題と認識して、評価等の目的・基本的方法論等、サービス提供に当たっての基本的考え方を一般に明らかにするべきである。また、提供するサービスの策定方法・プロセス等について、十分な開示を行うべきである。

当社は SPO の提供に当たり、実施したプロセス等が十分に開示され透明性が確保されることは、ウォッシュを排除し、有効な KPI/SPTs が設定され、運用されることを確保するために非常に重要であると認識しています。当社は提供する SPO において、実施したプロセス等を明瞭に開示します。

原則 5 （守秘義務）

ESG 評価・データ提供機関は、業務に際して非公開情報を取得する場合には、これを適切に保護するための方針・手続きを定めるべきである。

当社は業務提供に際して取得した非公開情報を適切に保護することの重要性を認識しており、原則 5 およびその指針に関する実効的な内部方針・手続きを定めています。

原則 6 （企業とのコミュニケーション）

ESG 評価・データ提供機関は、企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善すべきである。評価等の対象企業から開示される評価等の情報源に重要又は合理的な問題提起があった場合には、ESG 評価・データ提供機関は、これに適切に対処すべきである。

当社は、SPO 提供に当たり、評価対象企業との実効的な対話・コミュニケーションの重要性を認識しています。当社は SPO の公表前にその内容について評価対象企業に評価の背景を含め伝達し、評価内容の確認を行う時間的猶予を確保いたします。

以上